

11月29日に災害対策法に基づく【放置車両移動訓練】を呉市郷原町の除雪基地にて行いました！

積雪時に迅速な道路啓開作業が行えるように道路上に放置された車両を移動させる訓練です。



*道路啓開作業とは、災害等により通行できなくなった道を障害物を取り除くなどして通行できるようにする作業です。

❖ 災害対策基本法 ❖

第76条の6関係 ～要約～

道路管理者は、災害が発生した場合において車両等の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるとき、その管理する道路についてその区間を指定して、車両等の運転者等に対し、車両等を道路外へ移動することその他必要な措置を命じることができる。

また、運転者が移動の命令に応じない場合や不在の場合などには、道路管理者自ら、車両等を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両の破損や他人の土地を一時使用できる。



<<お問い合わせ先>>

西条維持出張所 ☎739-0021 東広島市西条町助実1840

☎082-423-4204

fax082-423-6645